

水俣市告示第17号

水俣市食育PRキャラクター使用取扱要綱を次のように定める。

令和4年3月22日

水俣市長 高岡利治

水俣市食育PRキャラクター使用取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、水俣市食育PRキャラクターを使用するにあたって必要な事項を定めることにより、キャラクターの適切な活用を図り、もって本市の健康づくりや食育に関する市民の関心をさらに高め、市民の健康づくりの推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「水俣市食育PRキャラクター」（以下、「キャラクター」という。）とは、別図第1から第6までに示す「ちっさん」の基本デザイン及びその展開デザインをいう。

(キャラクターに関する権利)

第3条 キャラクターに関する一切の権利は、市に帰属するものとする。

(使用承認の申請等)

第4条 キャラクターを使用しようとする者（以下、「申請者」という。）は、あらかじめ水俣市食育PRキャラクター使用承認申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 本市及びその外郭団体が使用するとき。
- (2) 学校等が教育の目的で使用するとき。
- (3) 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。
- (4) 個人及び同人サークル活動等の趣味の団体で使用するとき。
- (5) その他市長が適当と認めるとき。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、キャラクターの使用を承認するものとする。

- (1) 公序良俗に反する目的に使用するとき。
- (2) 本市及びキャラクターの品位を著しく傷つける恐れのあるとき。
- (3) 特定の政治、思想及び宗教の活動に使用するとき。
- (4) 品質、性能等について公的機関の認定が必要な製品で、当該認定が得られていないものに使用するとき。
- (5) その他市長がキャラクターの使用を適当と認めないとき。

3 前項の承認は、水俣市食育PRキャラクター使用承認（不承認）通知書（様式第2号）により行うものとする。

(使用上の遵守事項)

第5条 第4条の規定に基づき使用承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された内容により使用し、市長の指示する条件に従うこと。
- (2) キャラクターの定められた色、形等を市長の許可なく改造しないこと。
- (3) 水俣市食育PRキャラクターであることを明示すること。

(承認内容の変更等)

第6条 使用者が使用承認の内容について変更をしようとする場合は、あらかじめ水俣市食育PRキャラクター使用変更申請書(様式第3号)を市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項に基づき使用変更について承認した場合には、水俣市食育PRキャラクター使用変更承認通知書(様式第4号)により申請者へ通知し、承認しない場合は、水俣市食育PRキャラクター使用変更不承認通知書(様式第5号)により申請者に通知する。

(承認の取消し等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は使用承認(前条の変更の承認があったときは、その変更後のもの。以下同じ。)を取り消すことができる。使用者は、使用承認が取り消された場合、承認取消の日から使用することはできないものとする。

- (1) 使用者がこの要綱に違反した場合
- (2) 使用者が第3条の使用承認に付した条件に違反した場合
- (3) 申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (4) その他キャラクターの使用が不相当であると認められた場合

2 市長は、前項による使用承認の取消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

3 市長は、使用者にキャラクターの利用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

(使用料)

第8条 キャラクターの使用料については、無料とする。

(使用の非独占性等)

第9条 この要綱による使用承認は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してキャラクターを使用する権利を付与し、かつ、商品、使用者等について市の推奨を行うものではない。

(経費等の負担)

第10条 水俣市は、この要綱による使用承認の申請に要した費用及び使用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第11条 水俣市は、キャラクターの使用を承認したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

(情報の公開)

第12条 水俣市は、キャラクターの使用承認の状況等について、広く使用促進を図る観点から、キャラクターの使用承認の状況等について情報を公開することができる。

(事務)

第13条 この要綱に関する事務は、事務局である水俣市福祉環境部いきいき健康課が行う。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、キャラクターの利用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。